



(双方居住者の範囲)

**第五条** 法第三条第一項に規定する政令で定める者は、外国の法令において、当該外国に住所又は居所を有することとその他の當該外国人にこれらに類する場所を有することにより所得税に相当する税を課されるものとされているものとする。

(法人課税信託の受託者等に関する通則)

**第六条** 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第十六条第一項から第三項までの規定は、居所を有することとその他の當該外国人にこれらに類する場所を有することにより所得税に相当する税(法人課税信託の受託者等に関する通則)

**第六条** 法第四条第一項の規定を法第三条、第四条の二から第八条まで、第十条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで、第十九条、第二十九条から第三十三条まで、第三十五条から第三十九条まで、第四十二条及び第四十三条並びにこの章において適用する場合について準用する。

**第三条** 法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十四条の六第一項から第五項まで及び第七項から第十一項までの規定は、法第四条第一項の規定を法第四条の二から第七条まで、第十条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで、第十九条、第二十九条から第三十三条まで、第三十五条から第三十九条まで、第四十二条及び第四十三条並びにこの章において適用する場合について準用する。

**第三条** 前二項に定めるもののほか、法人税法第四条の三に規定する受託法人又は同法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託の受益者についての法第二章(第九条、第十三条、第十七条、第四十一条及び第四十二条の二を除く。)又はこの章の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令、財務省令で定める。

**第七条** 法第七条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 国内にある不動産(イに掲げる資産で国内にある不動産に係るもの、ロ及びニに掲げる資産で国内にあるもの並びにハに掲げる資産で国内にある鉱石、水その他の天然資源に係るもの)を含む。第四号イ及びニにおいて「国内不動産」という。)から生ずる所得(国内において行う農業又は林業から生ずる所得を含む。)

イ 不動産の上に存する権利

ロ イに掲げるもののほか、不動産とみなされ、又は不動産に関する規定の準用がある資産

ハ イ及びロに掲げるもののほか、鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取する権利の対価

を受ける権利

二 農業又は林業の用に供される家畜類又は設備

二 法第十五条第二十七項に規定する対象利子等(同項の規定により同条第一項から第十項まで及び第十九項から第二十四項までの規定を適用しないこととされる同条第二十七項に規定するその超える部分の金額に相当する部分に限る。)

三 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十二第七項に規定する割引債の同項に規定する償還差益(法第十八条第四項の規定により同条第一項及び第二項の規定を適用しないこととされる同条第四項に規定するその超える部分の金額に相当する部分に限る。)

四 次に掲げる資産の譲渡により生ずる所得

ロ 外国居住者等(人的役務の提供を行う非居住者を除く。ロにおいて同じ。)の国内事業所等(法第二条第六号に規定する国内事業所等をいう。ロ、ハ及び次号イにおいて同じ。)に帰せられる資産(不動産(第一号イからニまでに掲げる資産を含む。ロ及びハにおいて同じ。)並びに国際運輸業(同条第八号に規定する国際運輸業をいう。ロ及びハにおいて同じ。

ロ)を営む外国居住者等の当該国際運輸業に係る船舶又は航空機及び当該船舶又は航空機の運航に係る資産(不動産を除く。)を除き、当該国内事業所等を含む。)

ハ 法第二条第六号イに掲げる国内事業所等を有する外国居住者等(非居住者に限る。ハにおいて同じ。)で当該国内事業所等に係る人的役務の提供を行うものの当該国内事業所等に帰

せられる資産(不動産並びに国際運輸業を営む外国居住者等の当該国際運輸業に係る船舶又は航空機及び当該船舶又は航空機の運航に係る資産(不動産を除く。)を除き、当該国内事業所等を含む。)

二 その有する資産の価額の総額のうちに次に掲げる資産の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上である法人(法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。ニにおいて同じ。)の株式(出資及び投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第十四項に規定する投資口を含む。ニにおいて同じ。)

(1) 国内不動産

(2) その有する資産の価額の総額のうちに国内不動産の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上である法人の株式

五 十以上であるものに限る。)の株式(二)から(四)までに掲げる株式の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上であるものに限る。)の株式(二)に掲げる株式に該当するものを除く。)

(4) (3) に掲げる株式を有する法人(その有する資産の価額の総額のうちに国内不動産及び(2)から(4)までに掲げる株式の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上であるものに限る。)の株式(二)及び(3)に掲げる株式に該当するものを除く。)

六 外国居住者等(非居住者に限る。以下この号において同じ。)の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める人的役務の提供に対する報酬

イ 当該外国居住者等が法第二条第六号イに掲げる国内事業所等を有する場合(当該外国居住者等が支払を受ける人的役務の提供に対する報酬のうち当該国内事業所等に帰せられるものに限る。)の株式(二)及び(3)に掲げる株式に該当するものを除く。)

七 国内において芸能人等の役務提供を行なう外國居住者等が受ける当該芸能人の役務提供に係る対価

二 法第七条第一項第二号に規定する政令で定めるものは、国内において人的役務の提供を主たる内容とする事業で所得税法施行令第二百八十二条第二号又は第三号に掲げるものを行う者が受けける当該人的役務の提供に係る対価とする。

三 法第七条第二項第二号に規定する政令で定めるものは、国内において人的役務の提供を主たる内容とする事業で法人税法施行令第二百七十九条第二号又は第三号に掲げるものを行う者が受けける当該人的役務の提供に係る対価とする。

四 法第七条第七項において非居住者又は外国法人が支払を受ける同項に規定する第三国団体対象事業所得について所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第百七十二条の規定を準用する場合においては、同条第一項第一号中「第一百六十一条第一項第十二号イ又はハに掲げる給与又は報酬の額のうち次編第五章の規定の適用を受けない部分」とあるのは、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七条第五項(事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等)に規定する第三国団体対象事業所得」と読み替えるものとする。

五 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令(昭和六十二年政令第三百三十五号。以下この章において「租税条約等実施特例政令」という。)第二条の二第二項から第十四項までの規定は、法第七条第八項後段の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例政令第二条の二第二項から第十四項までの規定中「申告不要第三国团体配当等」とあるのは、「申告不要第三国团体対象配当等」と読み替えるほ

か、次の表の上欄に掲げる同条の規定中表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項	第三条の二 第五項 第三号	第七条第九項第三号
第十四項	租税条約等の実施特例政令第二条の三第一項から第三項までの規定は、法第七条第十項後段の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、租税条約等の実施特例政令第二条の三第一項から第三項までの規定中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和三十四年法律第四十六号）第三条の二 第七年法律第一百四十四号）第七条第八項	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和三十四年法律第四十六号）第三条の二 第七年法律第一百四十四号）第七条第八項
第一項の表	租税条約等実施特例法	外国居住者等所得相互免除法
第二項の表	同条第十七項第三号	同条第十一項第三号
第三項	第三条の二 第十六項	第七条第十項
	租税条約等実施特例法	外国居住者等所得相互免除法
	第三条の二 第十六項	第七条第十項
	第三条の二 第十七項第三号	第七条第十一項第三号
		第七条第十項に
		第七条第十項に

<p><b>第十六項</b></p> <p><b>第三条の二第一一十四項に</b></p> <p><b>第三条の二第二十四項に</b></p> <p><b>第七条第十九項第四号</b></p> <p><b>第七条第十八項に</b></p>	<p><b>(事業から生ずる所得に対する特別徴収に係る住民税の特例)</b></p> <p><b>第八条 稟税条約等実施特例政令第一条の四第一項及び第二項の規定は、法第八条第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、稟税条約等実施特例政令第二条の四第一項及び第二項中「稟税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十年法律第四十六号」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第七百四十四号」と、「条约適用利子等の額」とあるのは「特例適用利子等の額」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</b></p> <p><b>第一項</b></p> <p><b>第三条の二の二第四項に</b></p> <p><b>第八条第二項に</b></p>
<p><b>第三項</b></p> <p><b>第二項の表</b></p> <p><b>第四項の表</b></p>	<p><b>第三条の二の二第六項に</b></p> <p><b>第三条の二の二第六項に</b></p> <p><b>第三条の二の二第六項に</b></p>
<p><b>3 稟税条約等実施特例政令第二条の四第五項及び第六項の規定は、法第八条第七項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、稟税条約等実施特例政令第二条の四第五項の表及び第六項の表中「稟税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」と、「稟税条約等実施特例法」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法」と、「第三条の二の二第十項」とあるのは「第八条第二項」と、「条约適用利子等の額」とあるのは「特例適用利子等の額」と、同条第五項の表中「第三条の二第十六項」とあるのは「第七条第十項」と、「特定利子」とあるのは「特定対象利子」と、「同条第十八項」とあるのは「同条第十一項」と、「特定収益分配」とあるのは「特定対象収益分配」と、「同条第二十一項」とあるのは「同条第十六項」と、「特定懸賞金等」とあるのは「特定対象懸賞金等」と、「同条第二十四項」とあるのは「特例適用配当等の額」と、「同条第七項の表中「第三条の二第二十項」とあるのは「第七条第十四項」と、「同条第十八項」と、「特定給付補てん金等」とあるのは「特定対象給付補填金等」と読み替えるものとする。</b></p> <p><b>4 稟税条約等実施特例政令第二条の四第七項及び第八項の規定は、法第八条第九項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、稟税条約等実施特例政令第二条の四第七項の表及び第八項の表中「稟税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」と、「稟税条約等実施特例法」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法」と、「第三条の二の二第十二項」とあるのは「第八条第四項」と、「条约適用配当等の額」とあるのは「特例適用配当等の額」と、「同条第七項の表中「第三条の二第二十項」とあるのは「第七条第十四項」と、「申告不要特定配当等」とあるのは「申告不要特定対象配当等」と読み替えるものとする。</b></p> <p><b>第九条 稟税条約等実施特例政令第二条の五の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百</b></p>	
<p><b>第九条</b></p>	<p><b>外国居住者等所得相互免除法</b></p> <p><b>第七条第十八項</b></p> <p><b>第七条第十九項第四号</b></p> <p><b>第七条第十八項に</b></p>

三条の第四第十項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。第十二条及び第十六条において同じ。)について法第九条の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、租税条例

約等実施特例政令第二条の五の規定中「法第二条の二の二第十項又は第十一項居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律九項」と、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特和四十四年法律第四十六号」第三条の二の二第十項とあるのは「外国居相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項」と、「条例適用利子等の額」と、「同条第十二項」とあるのは「同条第十一項」とあるのは「特例適用配当等の額」とあるのは「特例適用配当等の額」と読み替えるものとする。

**第十条** 法第十一條第一項に規定する対象国際運輸業所得には、外国居住者等がその営む国際運輸業（法第二条第八号に規定する国際運輸業をいう。次条第一項において同じ。）に付随して次に掲げる業務を行う場合における当該業務に係る所得を含むものとする。

二 前号に掲げる貨物又は船舶若しくは航空機による旅客若しくは物品の運送の取扱い  
三 代理その他のこれらに類する行為  
四 旅客若しくは貨物を空港へ運送し、又はこれらを空港から運送する行為  
五 第七条第四項の規定は、法第十一条第六項において準用する法第七条第七項において非居住者

て所得税法第百七十二条の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第七条第四項中「第七条第五項（事業から生ずる所得に対する所徴税又は法人税の非課税等）に規定する第三国団体対象事業所得」とあるのは、「第十一條第四項（国際運輸業に係る所得に対する所徴税又は法人税の非課税）に規定する第三国団体対象国際運輸業所得」と読み替えるものとする。

次の一表の上欄に掲げる租税条約等実施特例政令の規定は、それぞれ同表の中欄に掲げる場合について準用する。この場合における同表の下欄に掲げる租税条約等実施特例政令の規定の読み替えについては、それぞれ同表の下欄に掲げる規定の例による。

から第四項まで	から第九項まで	から第六項まで	から第三項まで	第二条の三第一項	第二条の三第四項	第二条の三第七項	第二条の三第十項	第二条の三第十四項
規定の適用がある場合	所得及び配当について同項において準用する法第七条第八項後段の第五項	法第十一條第八項に規定する特定対象利子に係る利子所得について同項	法第十一條第九項に規定する特定対象収益分配に係る配当所得について	法第十一條第九項に規定する特定対象収益分配に係る配当所得について	法第十一條第九項に規定する特定対象収益分配に係る配当所得について	法第十一條第九項に規定する特定対象収益分配に係る配当所得について	法第十一條第十項に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得及	法第十一條第十四項後段の規定
の適用がある場合	規定の適用がある場合	において準用する法第七条第十項後段の規定の適用がある場合	法第十一條第十二項後段の規定の適用がある場合	法第十一條第十四項後段の規定の適用がある場合	法第十一條第十四項後段の規定の適用がある場合	法第十一條第十四項後段の規定の適用がある場合	び配当所得について同項において準用する法第七条第十四項後段の規定	第八項
から第九項まで	から第六項まで	から第三項まで	から第三項まで	第二条の三第一項	第二条の三第四項	第二条の三第七項	第二条の三第十項	第二条の三第十四項

第二条の三第十項  
から第十二項まで  
法第十一條第一項に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得について同項において準用する法第七条第十六項後段の規定の適用がある場合 第九項  
法第十一條第一項に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得について同項において準用する法第七条第十三項の規定は法第十一條第十二項において準用する法第七条第十八項後段に規定する特定対象給付補填金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額について、租税条約等実施特例政令第二条の三第十四項から第十六項までの規定は法第十一條第十二項に規定する特定対象給付補填金等に係る譲渡所得、一時所得及び雑所得について同項において準用する法第七条第十八項後段の規定の適用がある場合について、それぞれ準用する。この場合における租税条約等実施特例政令第二条の三第十三項の規定又は同条第十四項から第十六項までの規定の読み替えについては、それぞれ第七条第十項の規定又は同条第十一項の規定の例による。



法第十五条第一項第一号に規定する所得は、次に掲げるものとする。

一 所得税法第二十四条第一項に規定する剩余金の配当（次に掲げる受益権に係るもの）

二 利益の配当 剰余金の分配 金銭の分配又は基金利息その他経済的な性質がこれらに準ずるもの

イ 所得税法第二条第一項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託以外の同項第十号の二に規定する公社債等運用投資信託の受益権

ロ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権

二 所得税法第二条第一項第十二号の二に規定する投資信託（同項第十五号に規定する公社債投

資信託及び同項第十五号の二に規定する公社債等運用投資信託を除く。）又は同項第十五号の五に規定する特定受益証券発行信託の収益の分配

三 法第十五条第二十九号第二号に規定する政令で定める所得は、次に掲げるものとする。

一 法第十五条第二十九号第二号に規定する信用に係る債権から生ずる所得

二 所得税法第二条第一項第十一号に規定する公社債等運用投資信託、同項第十五号に規定する公社債投

資信託又は同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託の収益の分配

三 所得税法第二十四条第一項に規定する剩余金の配当（前項第一号イ又はロに掲げる受益権に係るものに限る。）

四 所得税法第六十一条第一項第十号に規定する政令で定める債券の買戻又は売戻条件付売買取引から生ずる同号に規定する政令で定める差益

五 所得税法第六十七条第三号から第八号までに掲げる給付補填金、利息、利益又は差益

六 租税特別措置法第四十一条の九第一項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等

（配当等に対する特別徴収に係る住民税の特例）

第十五条 次の表の上欄に掲げる租税条約等実施特例政令第二条の四の規定は、それぞれ同表の中欄に掲げる場合について準用する。この場合における同表の上欄の規定の読み替えについては、それぞれ同表の下欄に掲げる規定の例による。

第一項及法第十六条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡第八条	第一項及び第二項	第一項
所得、一時所得及び雑所得について同項において準用する法第八条第二項の規定第一項	第三項及法第十六条第三項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得について同項において準用する法第八条第二項の規定第一項	第三項
び第四項	第一項	第一項
第五項及法第十六条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡第八条	第一項	第一項
び第六項	第一項	第一項
（配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）		
第七項及法第十六条第三項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得について同項において準用する法第八条第四項の規定の適用がある場合	第二項	第二項
び第八項	第一項	第一項

第十六条 租税条約等実施特例政令第二条の五の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者について法第十七条第一項において準用する法第九条第一項又は法第十七条第二項において準用する法第九条第二項の規定の適用がある場合について第一項又は法第十八条第一項の規定により還付する所得税の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

（割引債の償還差益に係る所得税の還付）

第十七条 租税特別措置法第四十二条の十二第七項に規定する割引債（以下この条において「割引債」という。）の償還差益（同項に規定する償還差益をいう。以下この条において同じ。）につき、法第十八条第一項の規定により還付する所得税の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 法第十五条第一項の規定により割引債の償還差益について所得税が軽減される外国居住者等

に対して還付する場合 当該債還差益に対する源泉徴収による所得税の額に当該外国居住者等の当該割引債に係る所有期間割合を乗じて計算した金額から期間対応差益（当該割引債の債還差益に当該外国居住者等の当該割引債に係る所有期間割合を乗じて計算した金額をいう。）に

百分の十の税率を乗じて計算した金額を控除した残額に相当する金額

二 法第十五条第二項の規定により割引債の債還差益について所得税が課されない外国居住者等に對して還付する場合 当該債還差益に対する源泉徴収による所得税の額に当該外国居住者等の当該割引債に係る所有期間割合を乗じて計算した金額に相当する金額

三 法第十五条第三項の規定により株主等対象債還差益（割引債の債還差益のうち法第十八条第二項に規定する債還差益に相当する部分をいう。以下この項において同じ。）につき、同条第二項の規定により還付する所得税の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

（法第十八条第二項に規定する外国法人をい。以下この項、第五項及び第七項において同じ。）に對して還付する場合 株主等対象債還差益に對する所得税の額（当該株主等対象債還差益に係る割引債の債還差益に對する源泉徴収による所得税の額に当該割引債の債還差益の額のうちに当該株主等対象債還差益の額の占める割合を乗じて計算した金額をいう。次号において同じ。）に当該外国法人の当該割引債に係る所有期間割合を乗じて計算した金額から当該株主等対象債還差益に係る期間対応差益（当該株主等対象債還差益に当該外国法人の当該割引債に係る所有期間割合を乗じて計算した金額をいう。）に百分の十の税率を乗じて計算した金額を

二 法第十五条第四項の規定により株主等対象債還差益について所得税が課されない外国法人に對して還付する場合 株主等対象債還差益に對する所得税の額に当該外国法人の当該株主等対象債還差益に係る割引債に係る所有期間割合を乗じて計算した金額に相当する金額

三 法第十五条第三項の規定により株主等対象債還差益（割引債の債還差益のうち法第十八条第二項に規定する債還差益に相当する部分をいう。以下この項において同じ。）に對して還付する場合 株主等対象債還差益に對する所得税の額（当該株主等対象債還差益に係る割引債の債還差益に對する源泉徴収による所得税の額に当該割引債の債還差益の額のうちに当該株主等対象債還差益の額の占める割合を乗じて計算した金額をいう。次号において同じ。）に当該外国法人の当該割引債に係る所有期間割合を乗じて計算した金額から当該株主等対象債還差益に係る期間対応差益（当該株主等対象債還差益に当該外国法人の当該割引債に係る所有期間割合を乗じて計算した金額をいう。）に百分の十の税率を乗じて計算した金額を

二 法第十五条第四項の規定により第一項第一号に定める金額が還付される場合 租税条約等実施特例政令第三条第二項第一号又は第二号の規定により計算した金額から第一項第一号の規定により計算した金額に当該債還差益の額のうちに当該株主等債還差益の額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した残額に相当する金額

三 法第十五条第三項の規定により第一項第一号に定める金額が還付される場合 租税条約等実施特例政令第三条第二項の規定により還付する所得税の額は、租税条約等実施特例政令第三条第二項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 当該債還差益について適用される法第十八条第一条第一項の規定により第一項第一号に定める金額が還付される場合 租税条約等実施特例政令第三条第二項第一号又は第二号の規定により計算した金額から第一項第一号の規定により計算した金額に当該債還差益の額のうちに当該株主等債還差益の額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した残額に相当する金額

二 当該債還差益について適用される法第十八条第一条第一項の規定により第一項第一号に定める金額が還付される場合 零

四 租税条約等実施特例政令第三条第四項の規定は第一項各号及び第二項第一号に規定する源泉徴収による所得税の額について、同条第五項及び第六項の規定は第一項各号及び第二項各号に規定する所有期間割合について、それぞれ準用する。

五 法第十八条第一項又は第二項の規定による還付は、外国居住者等又は外国法人が総務省令、財務省令で定めるところにより還付請求書を提出した場合に限り、割引債の償還（買入消却を含む。）の際、還付する。

六 租税特別措置法施行令第二十六条の十二第二項後段及び第二十六条の十四の規定は、前項の還付をする金額について準用する。

七 法第十八条第一項又は第二項の規定による還付を受ける外国居住者等又は外国法人に対する租税特別措置法施行令第二十六条の十一の規定の適用について、同条第一項中「により計算した

- 金額」とあるのは、「に準じて計算した金額から外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）第十七条第一項から第三項までの規定により計算した還付する金額を控除した残額」と、「同条第一項第一号」とあるのは、「法人税法施行令第二百四十条の二第一項第一号」とする。
- 法第十八条第四項に規定する政令で定める特殊の関係は、租税特別措置法第四十条の三の三第9項第一号イに規定する特殊の関係とする。
- 法第十八条第四項の規定を適用する場合において、同項に規定する特殊の関係が存在するかどうかの判定は、それぞれの取引が行われた時の現況によるものとする。
- （資産の譲渡により生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税）
- 第十九条** 法第十九条第一項第一号に規定する政令で定める国内源泉所得は、第七条第一項第四号イから二までに掲げる資産以外の資産の譲渡により生ずる所得とする。
- 法第十九条第一項第二号に規定する政令で定める国内源泉所得は、次に掲げる国内源泉所得とする。
- 一 所得税法施行令第二百八十二条第一項第三号（山林の伐採による所得に係る部分に限る。）に掲げる所得（林業から生ずる所得に該当するものを除く。）
- 二 所得税法施行令第二百八十二条第一項第四号又は第六号に掲げる所得（第七条第一項第四号（口から二までに係る部分に限る。以下この項において同じ。）に掲げる所得を除く。）
- 三 所得税法施行令第二百八十二条第一項第七号に掲げる所得（第七条第一項第四号に掲げる所得を除く。）
- 四 所得税法施行令第二百八十二条第一項第八号に掲げる所得（第七条第一項第四号に掲げる所得を除く。）
- 法第十九条第一項第一号に規定する政令で定める国内源泉所得は、第七条第一項第四号イ、ロ及びニに掲げる資産以外の資産の譲渡により生ずる所得とする。
- 法第十九条第一項第二号に規定する政令で定める国内源泉所得は、次に掲げる国内源泉所得とする。
- 一 法人税法施行令第二百七十八条第一項第三号（山林の伐採による所得に係る部分に限る。）に掲げる所得（林業から生ずる所得に該当するものを除く。）
- 二 法人税法施行令第二百七十八条第一項第四号又は第六号に掲げる所得（第七条第一項第四号（口及びニに係る部分に限る。次号において同じ。）に掲げる所得を除く。）
- 三 法人税法施行令第二百七十八条第一項第七号に掲げる所得（第七条第一項第四号に掲げる所得を除く。）
- 六 第七条第四項の規定は、法第十九条第六項において準用する法第七条第七項において非居住者又は外国法人が支払を受ける法第十九条第六項に規定する第三国団体対象譲渡所得について所得稅法第百七十二条の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第七条第四項中「第七条第五項（事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等）に規定する第三国団体対象事業所得」とあるのは、「第十九条第五項（資産の譲渡により生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税）に規定する第三国団体対象譲渡所得」と読み替えるものとする。（船舶等に係る外國居住者等対象報酬の範囲）
- 第十九条** 法第二十条第三項に規定する政令で定めるものは、所得税法施行令第二百八十五条第一項第二号（勤務に係る部分を除く。）に掲げる勤務その他の人的役務の提供とする。
- 法第二十二条第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「法第二百七十三条第一項（報酬の支払を受ける外國居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告等）」の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「法第二百七十三条第一項（所得税の還付を受けるための申告等）」とあるのは、「外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二百七十三条第一項（外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二百七十三条第一項第二号）と読み替えるものとする。

- 非課税等に関する法律第二十二条第一項（報酬の支払を受ける外國居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告等）と、「同条第三項中「法第二百七十三条第一項（外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二百七十三条第一項第二号）と読み替えるものとする。
- 第二十一条** 法第二十三条第二項に規定する政令で定める給与は、所得税法第二百六十一条第一項第十二号イ又はハに掲げる給与のうち、次に掲げる人の役務の提供（居住者又は内國法人が法第二十二条第一項第二号）において行う勤務に基因するものとする。
- （居住者等が運航する船舶等において行う勤務に基因するものの範囲）
- 第二十二条** 第二十条の規定は、法第二十五条において準用する法第二十二条第二項の規定により還付する所得税について準用する。この場合において、第二十条中「第二十二条第一項（「とあるのは、「第二十五条（給与の支払を受ける外國居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告等）において準用する同法第二十二条第一項（「と、「第二十二条第一項第二号）とあるのは、「第二十五条において準用する同法第二十二条第一項第二号」と読み替えるものとする。
- （法人の住民税の均等割が非課税となる法人）
- 第二十三条** 法第二十九条第一項に規定する法人として政令で定めるものは、国内事業所等（法第二条第六号に規定する国内事業所等をいう。次項において同じ。）を通じて国際運輸業（法第二条第八号に規定する国際運輸業をいう。次項において同じ。）を営む外国法人である外國居住者等とする。
- 法第二十九条第二項に規定する法人として政令で定めるものは、国内事業所等を通じて国際運輸業を営む外国法人である外國居住者等とする。
- （資産の取得費に相当するものの範囲）
- 第二十四条** 租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の七第一項の規定は、法第三十条第一項に規定する政令で定める金額について準用する。
- （外国において租税を課することができることとされる所得）
- 第二十五条** 法第三十一条第一項第一号に規定する政令で定めるものは、外国において所得税法第九十五条第一項に規定する外國所得税が課される所得とする。
- （還付加算金を付さないこととする要件等）
- 第二十六条** 租税特例法第六十九条第一項に規定する外國法人税が課される所得とする。
- （還付加算金を付さないこととする要件等）
- 2 法第三十一条第三項において準用する同条第一項第一号に規定する政令で定めるものは、外国において法人税法第六十九条第一項に規定する外國法人税が課される所得とする。
- （還付加算金を付さないこととする要件等）
- 第二十七条** 法第三十二条第一項の規定は、法第三十二条第四項において準用する租税特例法第七条第三項の規定を適用する場合について準用する。
- 法第三十二条第六項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。
- 一 法第三十二条第一項に規定する課税標準等又は税額等につき同項の国税庁長官の確認があつたこと。
- 二 外國の租税に関する権限のある機関が、法第三十二条第一項の異なることとなつた内容を基礎として当該外國に係る外國居住者等に係る同条第二項において準用する租税特例法第七条第一項に規定する租税の課税標準等若しくは税額等又は居住者若しくは内國法人に係る法第三十二条第三項において準用する租税特例法第七条第三項の規定を適用する場合について準用する。
- （法第三十二条第六項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。
- 一 法第三十二条第一項に規定する課税標準等又は税額等につき同項の国税庁長官の確認があつたこと。
- 二 外國の租税に関する権限のある機関が、法第三十二条第一項の異なることとなつた内容を基礎として当該外國に係る外國居住者等に係る同条第二項において準用する租税特例法第七条第一項に規定する租税の課税標準等若しくは税額等又は居住者若しくは内國法人に係る法第三十二条第三項において準用する租税特例法第七条第三項に規定する租税の課税標準等が計算されたことにより当該外國居住者等又は当該居住者若しくは内國法人に係る法第三十二条第六項に規定する租税特例法第七条第六項に規定する租税の課税標準等若しくは税額等又は居住者若しくは内國法人が納付すべき租税に係る延滞税に相当する税の全部又は一部を免除すること（その免除する金額の計算の基礎となる期間につき国税庁長官が確認した場合に限る）。）

(源泉徴収による所得税に係る特別過誤納金の支給)

**第二十九条** 法第三十三条第一項第一号に規定する政令で定める日は、同条第一項の國税庁長官の認証があつた日とする。

2 法第三十三条第四項の規定の適用を受けた法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のないもの、社団等を含む。次条第二項及び第七項において同じ。）の法第三十三条第四項の規定により益金の額に算入されない金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用についてはこれ

3 らの規定に規定する所得等の金額に、当該法人の利益積立金額（同法第二条第十八条号に規定する利益積立金額をいう。次条第二項及び第七項において同じ。）の計算については法人税法施行令第九条第一号イに規定する所得の金額に、それぞれ含まれるものとする。

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第二十二条及び第二十三条第一項の規定

道府県知事が配当割（地方税法第二十三条第一項第三号の三に掲げる配当割をいう。）として納入された金額に係る特別過誤納金の支払をし、又は充当をした場合における地方税法施行令第九条の十九第一項の規定の適用については、同項の表八月の項中「還付金」とあるのは、「還付金又は配当割として納入された金額に係る外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十四条第一項に規定する特別過誤納金」とする。

法第三十四条第十一項第一号に規定する政令で定める日は、同条第九項の国税庁長官の確認があつた日とする。

法第三十四条第十二項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により益金の額に算入されない金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額に、当該法人の利益積立金額の計算については法人税法施行令第九条第一号イに規定する所得の金額に、それぞれ含まれるものとする。

地方税法施行令第六条の十三第一項及び第二項並びに第六条の十四第一項の規定は、法第三十四条第九項から第十六項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、同令

4 徴収による所得税に係る特別過誤納金の支給の規定により読み替えた」と、「還付金等をとあるのは「特別過誤納金等を」と、「還付加算金」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法第三十三条第三項に規定する加算金」と、「還付金等が」とあるのは「特別過誤納金等が」と読み替えるものとする。

よる所得税等の非課税等に関する法律第三十四条第一項に規定する加算金」と読み替えるものとする。

(外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用から  
滯税の免除)

一 法第三十五条に規定する国外関連取引に係る同条に規定する独立企業間価格につき法第三十二条第一項の国税庁長官の確認があつたこと。

第二十一条 法第三十四条第三項第一号に規定する政令で定める日は、同条第一項の国税庁長官の確認があつた日とする。

付加算金に相当する金額の全部又は一部を付さないこと（その付さない金額の計算の基礎となる期間につき国税庁長官が確認した場合に限る。）。

する所得の金額に、それをわざとあらわさないものとする。

する地方法人税に係る延滞税は、同項の規定を適用した場合に納付すべき地方法人税の額から同項の規定の適用がなかつたとした場合に納付すべき地方法人税の額に相当する金額を控除した金額による正當税である。

われた法律第十七條に規定する特例並誤納金等をいふ)、沙翁第一項において同じ)の支拂」と同様、第二項中「還付」とあるのは「支払」と、同様第六条の十四第一項中「過誤納金」とあるのは「特別過誤納金等」と、「還付加算金」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十四条第三項に規定する加算金」と読み替えるものとする。

道府県知事が利子割（地方税法第二十三条规定第三号の二に掲げる利子割をいう。）として納入された金額に係る法第三十四条第一項に規定する特別過誤納金（次項において「特別過誤納金」という。）の支払をし、又は充当（地方税法第十七条の二第一項から第三項までの規定による充當をいう。次項において同じ。）をした場合における地方税法施行令第九条の十五第一項の規定の適用については、同項の表八月の項中「還付金」とあるのは、「還付金又は利子割として納入された金額に係る外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十四条第一項に規定する特別過誤納金」とする。

税の猶予の特例に係る納稅の猶予の申請手續等)



合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令第三十九条の十二の規

定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

**第三項第一号 法人の** 対象法人の

項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割の額若しくは付加価値割の額（次号において「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割の額又は付加価値割の額」という。）から、当該更正決定のうち法第三十八条第一項に規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割の額又は付加価値割の額（次号において「猶予対象以外の所得割の額又は付加価値割の額」という。）を控除した金額

一 申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割の額又は付加価値割の額を基礎として徴収することとされる過少申告加算金、申告加算金及び重加算金の額から、猶予対象以外の所得割の額又は付加価値割の額を基礎として徴収することとされる過少申告加算金、申告加算金及び重加算金の額を控除した金額

法第三十八条第五項に規定する確認がない場合その他の政令で定める場合は、次の各号に掲げ場合とし、同項に規定する政令で定める日は、道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

法第三十二条第一項の外国の租税に関する権限のある機関が当該外国の法人税に相当する税率と同様に規定するその異なることとなつた内容を基礎とすることとなると認めるに至らないと税理官が認めた場合

10 9  
同様に其の取扱いが場合によつては、当該取扱いに係る同様に規定する者の異があることから、内規が當該法人税の額及び個人法人税の額を変更するものでないとき。  
法第三十八条第五項による徵収の猶予を受けた人の事業税についての地方税法施行令第六条の十四第一項の規定の適用については、同項第四号中「第六百二十九条第五項」とあるのは、「第六百二十九条第五項若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十八条第五項」とする。

地方税法施行令第三十二条の二第三項及び第四項の規定は、法第三十八条第六項において準用する地方税法第二十二条の二第二項から第六項までの規定を適用する場合について準用

第三項　法第七十一条の三十九の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税する場合は第一項第一号の二の規定に依るが、第一項第一号の二の規定によつて課税する場合は、次の表の上欄に掲げる法第三十二条の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

二第二項  
税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十八条第六項において準用する法第七十二条の三十九の二第二項

第四項	法第七十二条の三十九の外国居住者等所得相互免除法第三三十八条第五項の二第一項の者は
同項に規定する対象法人（第一号において「対象法人」とい	る）による

同項の申立て	うべは 同条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立て
対象法人の	

号	第四項第一	法第七十二条の三十九の外国居住者等所得相互免除法第三十八条第五項
二第一項	所得割額若しくは付加額	所得割の額若しくは付加額直割の額

号 第四項第三割額 値割額 又は付加価値所得割の額又は付加価値割の額

(国外事業所等との間の内部取引につき国外所得金額の計算の特例の適用がある場合等の徵収猶予の申請手続等)

は、同項第四号中「第四十四条の二」とあるのは、「第四十四条の二（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十条第一項において準用する場合を含む。）」とする。

前条第四項の規定は、法第四十条第二項において準用する法第三十八条第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項第二号法人税 第三十七条第一項において準用する法第三十六条第一項

法人税の額及び地方法人税の額同得税の額

号中「第六百二十九条第五項」とあるのは、「第六百二十九条第五項若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十条第一項において準用する同法第三十八条第三項」とする。

地方税法施行令第四十八条の九の十九第二項及び第三項の規定は、法第四十条第三項において準用する地方税法第二百二十一條の七の十三第二項から第六項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令八百八十九条の九の規定中表の中欄に掲げるる字句は、それぞれ之司表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

**第二項** 法第三百二十一一条の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第四十条第三項において準用する法第三百二十一一条の七の十三第一項

第三項 法第三百二十二条の七の十三第一項の同項の申立て 同条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立て

第三項法第三百二十一一条の外国居住者等所得相互免除法第四十条第二項において準用する外国居  
住者等所得相互免除法第三十八条第三項

第三十八条第五項において準用する法第三十八条第五項

第八項第一号第三十六条第一項 第三十七条第一項において準用する法第三十六条第

法第四十条第五項において適用する法第三十九条第五項の規定による徴収の猶予を受けた個人の事業税についての地方税法施行令第六条の十四第一項の規定については、同項第四号中「第六百二十九条第五項」とあるのは、「第六百二十九条第五項若しくは外国居住者等の所得に対

する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十条第五項において準用する同法第三十八条第五項」とする。

用する地方税法第七十二条の五十七の二第二項から第六項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令第三十五条の四の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項 法第七十二条の五 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第四十条第六項	十七の二 第二項
第三項 法第七十二条の五 外国居住者等所得相互免除法第三十八条第五項において準用する外国居住者等所得相互免除法第三十七条の二第一項の同項の申立て 同条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立て	第三項 法第七十二条の五 外国居住者等所得相互免除法第四十条第五項において準用する外国居住者等所得相互免除法第三十七条の二第一項の同項の申立て 同条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立て
第三項 法第七十二条の五 外国居住者等所得相互免除法第四十条第五項において準用する外国居住者等所得相互免除法第三十九条第五項において準用する外国居住者等所得相互免除法第三十八条第五項	第三項 法第七十二条の五 外国居住者等所得相互免除法第四十条第五項において準用する外国居住者等所得相互免除法第三十九条第五項において準用する外国居住者等所得相互免除法第三十八条第五項
第二号 十七の二第一項 (報告金融機関等による報告事項の提供)	第二号 十七の二第一項 (報告金融機関等による報告事項の提供)
第三十三条の二 報告対象契約（法第四十一条の二第一項に規定する報告対象契約をいう。以下この項において同じ。）が終了した場合には、当該報告対象契約については、同条第一項中「その年の十二月三十日において」とあるのは、「その年中に」と、「が報告対象契約を締結している」とあるのは、「の締結していた報告対象契約が終了した」と、「に係る資産の価額、当該」とあるのは、「の終了の事実、当該報告対象契約に係る」として、同項の規定を適用する。	第三十三条の二 報告対象契約（法第四十一条の二第一項に規定する報告対象契約をいう。以下この項において同じ。）が終了した場合には、当該報告対象契約については、同条第一項中「その年の十二月三十日において」とあるのは、「その年中に」と、「が報告対象契約を締結している」とあるのは、「の締結していた報告対象契約が終了した」と、「に係る資産の価額、当該」とあるのは、「の終了の事実、当該報告対象契約に係る」として、同項の規定を適用する。
2 国税通則法施行令第三十条の三の規定は、法第四十一条の二第八項の規定により物件を留置く場合について準用する。	2 国税通則法施行令第三十条の三の規定は、法第四十一条の二第八項の規定により物件を留置く場合について準用する。
(道府県及び市町村に関する規定の都及び特別区への準用)	(道府県及び市町村に関する規定の都及び特別区への準用)
第三十四条 この章の規定のうち、道府県に関する規定は都について、市町村に関する規定（法人の市町村民税に関する規定を除く。）は特別区について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第三十四条 この章の規定のうち、道府県に関する規定は都について、市町村に関する規定（法人の市町村民税に関する規定を除く。）は特別区について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
第二十八条第四項及び第五項並びに第三十二条第一項	第二十八条第四項及び第五項並びに第三十二条第一項
第三十二条第七項第一号及び第八項	第三十二条第七項第一号及び第八項
第三十三条第一項	第三十三条第一項
第三十二条第二項	第三十二条第二項
第三十二条第三項	第三十二条第三項
2 地方税法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、前項の規定にかかるわらず、第二十三条第二項及び第三十二条第四項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第四項中「市町村長」とあるのは、「都知事」と、同条第五項中「市町村民税」とあるのは、「都民税」と読み替えるものとする。	2 地方税法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、前項の規定にかかるわらず、第二十三条第二項及び第三十二条第四項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第四項中「市町村長」とあるのは、「都知事」と、同条第五項中「市町村民税」とあるのは、「都民税」と読み替えるものとする。
第二章 国際運輸業に係る所得に対する所得税等の非課税	第二章 国際運輸業に係る所得の範囲
第三十五条 法第四十四条に規定する国際運輸業（次条及び別表において「国際運輸業」という。）を営む者の法第四十四条及び第四十五条に規定する所得（地方税法第七十二条の十二第一号に規定する付加価値額及び同条第二号に規定する資本金等の額を含む。以下この条、次条及び同表において同じ。）には、その者が当該事業に付随して次に掲げる業務を行う場合における当該業務に係る所得を含むものとする。	第三十五条 法第四十四条に規定する国際運輸業（次条及び別表において「国際運輸業」という。）を営む者の法第四十四条及び第四十五条に規定する所得（地方税法第七十二条の十二第一号に規定する付加価値額及び同条第二号に規定する資本金等の額を含む。以下この条、次条及び同表において同じ。）には、その者が当該事業に付随して次に掲げる業務を行う場合における当該業務に係る所得を含むものとする。
一 船舶又は航空機の貸付け	一 船舶又は航空機の貸付け
二 前号に掲げる貸付け又は船舶若しくは航空機による旅客若しくは物品の運送の取次ぎ、媒介、代理その他これらに類する行為	二 前号に掲げる貸付け又は船舶若しくは航空機による旅客若しくは物品の運送の取次ぎ、媒介、代理その他これらに類する行為
三 旅客若しくは貨物を空港へ運送し、又はこれらを空港から運送する行為	三 旅客若しくは貨物を空港へ運送し、又はこれらを空港から運送する行為

これができないものとされる税目は、当該各外国につき、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる所得又は税目とする。  
(外国の居住者たる個人又は法人)

第三十七条 法第四十四条又は第四十五条に規定する外国の居住者たる個人又は法人は、所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者又は法人税法第二条第四号に規定する外国法人で、当該外国の法令において、当該外国に住所を有し、若しくは一定の期間を超えて居所を有し、又は本店若しくは主たる事務所若しくはその事業が管理され、かつ、支配されている場所を有することその他当該外国にこれらに類する場所を有することにより所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされるものとする。

附則 この政令は、公布の日から施行し、法の施行の日（昭和三十七年五月二十五日）から適用する。

#### 附則 (昭和三八年七月一日政令第二三〇号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。  
附則 (昭和三八年九月六日政令第三二二号) 抄  
この政令は、公布の日から施行する。

#### 附則 (昭和三九年四月二七日政令第一三〇号) 抄

この政令は、公布の日から施行し、改正後の外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令の規定は、昭和三十七年五月二十五日から適用する。

#### 附則 (昭和三九年一〇月五日政令第三三〇号) 抄

この政令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、昭和三十七年五月二十五日から適用する。

#### 附則 (昭和四〇年三月三一日政令第九九号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。

#### 附則 (昭和四〇年四月三〇日政令第一四〇号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

#### 附則 (昭和四〇年五月二五日政令第一七三号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

#### 附則 (昭和四〇年八月一・二日政令第二七九号) 抄

この政令は、昭和四十年八月二十二日から施行する。

#### 附則 (昭和四一年六月五日政令第一三三号) 抄

この政令は、昭和四一年六月九日から施行する。

#### 附則 (昭和四三年七月二十五日政令第二五七号) 抄

この政令は、昭和四十三年七月二十六日から施行する。

#### 附則 (昭和四三年一〇月二四日政令第三一一号) 抄

この政令は、昭和四十三年十月二十五日から施行する。

改正後の別表中南アフリカ共和国に係る部分は、昭和四十二年分以後の所得税並びに昭和四十三年度分以後の個人の道府県民税、個人の事業税及び個人の市町村民税並びに昭和四十二年一月一日以後に開始する事業年度分の法人税、法人の道府県民税、法人の事業税及び法人の市町村民税について適用する。

#### 附則 (昭和四年四月一日政令第九〇号) 抄

この政令は、昭和四十三年十月二十五日から施行する。





(外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** この政令の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）から平成二十九年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（以下この条において「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令」という。）第三十条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第六十六条の四第十七条第一号又は第六十八条の八十八第十八項第一号」とあるのは「第六十六条の四第二十一項第一号又は第六十八条の八十八第十八項第一号」と、同項第三号中「第六十六条の四第七项第三号又は第六十八条の八十八第十八項第三号」とあるのは「第六十六条の四第十七项第三号又は第六十八条的八十八第十八項第三号」とする。

七項第三号又は第六十八条の八十八第十八項第三号」とする。

施行日から平成二十九年三月三十一日までの間における外国居住者等所得相互免除法施行令第

三十一条第一項（内国法人及び外国法人である外国居住者等（改正法第八条の規定による改正後

の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二条第三号に

規定する外国居住者等をいう。以下この項において同じ。）に係る部分に限る。）の規定の適用に

ついては、外国居住者等所得相互免除法施行令第三十一条第一項の表前条第一項第一号の項中

「第六十六条の四第二十一項第一号」とあるのは「第六十六条の四第十七項第一号」と、「第六十

六条の四の三第十四項」とあるのは「第六十六条の四の三第十一項」と、「第六十七条の十八第

十三項」とあるのは「第六十七条の十八第十項」と、「第六十八条の百七の二第十三項」とある

のは「第六十八条の百七の二第二十項」と、同表前条第一項第三号の項中「第六十六条の四第二十

一項第三号」とあるのは「第六十六条の四第十七項第三号」と、「第六十六条の四第十四項」と

あるのは「第六十六条の四の三第十一項」と、「第六十七条の十八第十三項」とあるのは「第六

六十七条の十八第十項」と、「第六十八条の百七の二第十三項」とあるのは「第六十八条の百七

の二第十項」とし、施行日から同年十二月三十一日までの間ににおける同条第一項（居住者及び非

居住者である外国居住者等に係る部分に限る。）の規定の適用については、同表前条第一項第一

号の項中「第六十六条の三第十六項第一号」とあるのは「第六十六条の三第十二項第一号」と、「第六

六十七条の十八第十項」と、「第六十八条の百七の二第十三項」とあるのは「第六十八条の百七

の二第十項」とあるのは「第六十八条の百七の二第二十項」とする。

三施行日から平成二十九年三月三十一日までの間ににおける外国居住者等所得相互免除法施行令第六十六条の四第十四項及び第六十七条の十八第十三項」とあるのは「第六十六条の四第

二十二条第二項第一号（同法第六十八条の百七の二第二十項）とあるのは「第六十八条の八十八第十八項第一号（同法第六十八条の百七の二第二十項）」とする。

三十二条第七项第一項及び第十二条の規定 平成三十一年一月一日

附 則（平成三十一年三月三一日政令第一二五号）抄  
(施行期日)  
第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 略  
三 第一条中地方税法施行令第六条の二十の三、第七条の三の二、第七条の四の二第一項から第三項まで、第十条及び第四十六条の二の三の改正規定並びに第四条並びに次条第一項及び第二項並びに附則第七条第一項及び第十二条の規定 平成三十一年一月一日

附 則（平成三十一年三月三一日政令第一二六号）抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 略  
三 第一条中地方税法施行令第六条の九の二第二項第三号及び第四号、第二十五条、第二十七条

第一項第一号、第三十二条の二第一項第一号、第三十二条の三第一項第一号、第三十三条の三

第一条 (施行期日)  
この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。

（国内事業所等の範囲に関する経過措置）

第二条 改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（以下この条において「新令」という。）第四条第三項（非居住者である外国居住者等（外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二条第三号に規定する特別税率等に関する暫定措置法施行令第五条第一項及び第三項の改正規定並びに附則第八条（外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）第三十二条第七項第一号の改正規定に限る。）及び第九条の規定

令和二年四月一日

附 則（平成三十一年三月三一日政令第一四四号）

（施行期日）  
この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。

（国内事業所等の範囲に関する経過措置）

第二条 改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（以下この条において「新令」という。）第四条第三項（非居住者である外国居住者等（外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二条第三号に規定する特別税率等に関する暫定措置法施行令第五条第一項及び第三項の改正規定並びに附則第八条（外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）第三十二条第七項第一号の改正規定に限る。）及び第九条の規定

令和二年四月一日

附 則（平成三十一年三月三一日政令第一四四号）

（施行期日）  
この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。

（国内事業所等の範囲に関する経過措置）

第二条 新令第四条第三項（外國法人である外国居住者等の所得税に係る部分に限る。）の規定は、外國法人である外国居住者等の所得税に係る部分に限る。）の規定は、外國法人である外国居住者等が施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

第三条 新令第四条第三項（外國法人である外国居住者等の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

第四条 新令第四条第三項（外國法人の道府県民税（法人の都民税を含む。以下この項において同じ。）に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

第五条 新令第四条第三項（法人の事業税に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

第六条 新令第四条第三項（個人の事業税に係る部分に限る。）の規定は、令和二年年度以後の年度分の個人の事業税について適用する。

第七条 新令第四条第三項（法人の市町村民税に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

第三条 所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十一号）附則第二条第四項の規定は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第五十五条第一項の規定の適用がある場合について、法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十二条）附則第四条第一項及び第三項の規定は同法附則第五十五条第四項において準用する同法附則第二十二条第二項の規定及び同法附則第五十五条第三項の規定の適用がある場合につい

て、それぞれ準用する。

附 則（平成三十一年三月二十九日政令第八七号）抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（施行期日）  
この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十九日政令第八九号）抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則  
(平成三年三月二九日政令第一〇三号) 抄

1  
この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

号に定める日から施行する。

第三十一条第一項の改正規定 第三十一条第一項の表前条第一項第二号の項の改正規定（第六十六条の四第二十一項第一号）を「第六十六条の四第二十七項第一号」に改める部分に限

る。）、同表前条第一項第三号の項の改正規定及び第三十二条第七項第一号の改正規定  
令和二年四月一日

第二第三十一条第一項の表前条第一項第一号の項の改正規定（第六十六条の四第二十一項

号」を「第六十六条の四第二十七項第一号」に改める部分を除く。) 令和三年一月一日

**第一条** (施行期日)  
この政令は、日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互

の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の効力発生の日から施行する。たゞ、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一略 次の名号に付いて夫々い  
三語名号に付いて日がり方行て

二 附則第十条の二の二第八項、第十二条の四第四項第一号イからハまで及び第五項、第十五条第二項から第五項まで並びに第三十三条第四項第一号イからハまで及び第五項の改正規定並び

に附則第三条から第十二条までの規定 公布の日

(施行期日) 附則  
〔令和二年三月一日政令第一〇九号〕 括

**第一条** この政令は、令和二年四月一日から施行する。  
**付則**（令和二年三月三日政令第二百三号）  
少

（施行期日）  
平成二年三月三一日

**第一条** この政令は、令和二年四月一日から施行する。  
**附則** (令和二年六月六日政令第二〇七号) **抄**

(施行期日) 第二条 本令は、令和四年三月一日から施行する。

**第一条** この政令は、令和四年四月一日から施行する。  
(法人税法施行令等の一部改正に伴う経過措置の原則)

**第二条** 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の法人税法施行令（以下「新法人税法施行令」という。）、第二条の規定による改正後の地方法人税法施行令（以下「新地方法人税法施行令」という。）、第三条の規定による改正後の地方法人税法施行令（以下「新地方法人税法施行令」という。）

「新租税特別措置法施行令」といふ。第二条の規定は、改正後の地方租税特別措置法施行令第三条の規定による改正後の租税特別措置法施行令（以下「新租税特別措置法施行令」という。）第四条の規定による改正後の租税特別措置法施行令（以下「新租税特別措置法施行令」といふ。）

による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「新震災特例法施行令」という。）、第九条の規定による改正後の国税通則法施行令及び第二十四

条の規定による改正後の法人税施行令等の一部を改正する政令の規定は、法人（人格のない社

團等を含む、以下附則第二十一条までにおいて同じ）のこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）。

以下「改正法」という。附則第十四条第一項に規定する旧事業年度（以下「旧事業年度」といふ。）を除く。の所掲に付する法人税及び地方税等以後に開設する累計事業年度（日事業年度を除く。）

（川喜多全月を除く）の月毎に支てる法人料金と併せて施行日以後の開始する話和事務全月の基準法人税額に対する地方法人税について適用する。

2 別段の定めがあるものを除き、法人の施行日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）の所得に対する法人税及び車結法人（改正法第二条の規定（改正法附則第一条第五号ロに掲げる改

正規定に限る。附則第七条第一項において同じ。)による改正前の法人税法(昭和四十年法律第三百四十一号。以下、略称を「新税法」とする。)によれば、

三十四号、以下「旧法人税法」という。第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下附則第三十九条までにおいて同じ。)の連結親法人事業年度(旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。)が施行日前に開始した連結事業年度(同項に規定する連結事業年度をいう。以下附則第三十八条までにおいて同じ。)の連結所得(旧法人税法第二

外国	アメリカ合衆国	非課税所得
共和国	オランダ王国	アメリカ合衆国の居住者が営む船舶又は航空機による国際運輸業に係る所得
イラン・イスラム	アルゼンチン共和国	オランダ王国に登録されている船舶による国際運輸業に係る所得
輸業に係る所得	レバノン共和国	アルゼンチン共和国の企業が営む船舶又は航空機による国際運輸業に係る所得
共和国	イラン・イスラム共和国の法人が営む航空機による国際運輸業に係る所得	所得税、法人税、住民税及び事業税
輸業に係る所得	イラン・イスラム共和国の法人が営む船舶又は航空機による国際運輸業に係る所得	所得税及び法人税

共和

備考  
一 この表の非課税所得欄に掲げる所得には、日本国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約に基づき当該所得に対応する同表の税目欄に掲げる税を免除される国際運輸業に係る所得を含まないものとする。  
二 この表中「アルゼンチン共和国の企業」とは、アルゼンチン共和国政府、アルゼンチン共和国の租税に関し同国の居住者であり、かつ、日本国との租税に關し所得税法第二条第一項第三号に規定

- 
- 定する居住者でない個人（死亡した当該個人の未分割の財産がアルゼンチン共和国の租税に関する個人として取り扱われる間における当該財産を含む。）及びアルゼンチン共和国に本店又は主たる事務所を有する法人（同国の租税に關し法人として取り扱われる団体を含む。）をいう。
- 三 この表中「レバノン共和国の居住者」とは、レバノン共和国の租税に關し同国の居住者であり、かつ、日本国の租税に關し所得稅法第二条第一項第三号に規定する居住者でない個人及びレバノン共和国に本店又は主たる事務所を有する法人（同国の租税に關し法人として取り扱われる企業を含む。）をいう。
- 四 この表中「住民税」とは、道府県民税（道府県民税たる都民税を含むものとし、所得割又は法人税割に限るものとする。）及び市町村民税（市町村民税たる都民税を含むものとし、法人税割に限るものとする。）をいう。